

厚生労働省社会保障検討本部について（案）

平成22年12月27日
厚生労働省

1. 目的

「社会保障改革の推進について」（平成22年12月14日閣議決定）を踏まえ、厚生労働省において、社会保障の安定強化のための具体的な制度改革案等について検討するため、「厚生労働省社会保障検討本部」（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部の構成

- (1) 本部は政務三役会議の下に設置し、本部長は厚生労働大臣とする。
- (2) 本部長代理は副大臣、政務官とし、以下の分野を担当するものとする。
 - ・藤村副大臣：医療・介護、年金、税と社会保障に関わる番号制度
 - ・小宮山副大臣：子ども・子育て支援、就労促進
 - ・岡本政務官：医療・介護、貧困・格差
 - ・小林政務官：就労促進
- (3) 副本部長は事務次官、厚生労働審議官とする。
- (4) その他の本部の構成員は別紙1の職にあるものとする。
- (5) 本部は必要に応じて関係部局の職員の参加を求めることができる。
- (6) 本部の庶務は関係部局の協力を得て政策統括官付社会保障担当参事官室において行う。

3. 事務局の設置

- (1) 本部に事務局を置き、事務局長は政策統括官（社会保障担当）とする。
- (2) 事務局に「医療・介護チーム」、「年金チーム」、「就労促進チーム」、「貧困・格差チーム」、「子ども・子育て支援チーム」、「番号チーム」を置く。
- (3) 「医療・介護チーム」の下に「医療イノベーションサブチーム」を、「貧困・格差チーム」の下に「低所得者対策総合検討サブチーム」を置く。
- (4) 事務局の構成員は別紙2の職にあるものとする。
- (5) 事務局に実務作業を担う作業チームを設置し、作業チームの構成員は関係部局の職員をもって充てる。
- (6) 事務局は必要に応じて関係部局の職員の参加を求めることができる。

4. その他

前各号に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項については、本部が定める。

厚生労働省社会保障検討本部 構成員

本部長： 細川厚生労働大臣
本部長代理： 藤村厚生労働副大臣
小宮山厚生労働副大臣
岡本厚生労働大臣政務官
小林厚生労働大臣政務官

副本部長： 厚生労働事務次官
厚生労働審議官

構成員： 医政局長
健康局長
医薬食品局長
労働基準局長
職業安定局長
職業能力開発局長
雇用均等・児童家庭局長
社会・援護局長
老健局長
保険局長
年金局長
政策統括官（社会保障担当）
政策統括官（労働担当）

厚生労働省社会保障検討本部 事務局

事務局長： 政策統括官（社会保障担当）
（事務局庶務：政策統括官付社会保障担当参事官室）

医療・介護チーム（庶務：保険局総務課）

主 査： 保険局長
副 主 査： 大臣官房審議官（医療保険、医政、医療・介護連携担当）
チームメンバー： 医政局総務課長
医政局指導課長
健康局総務課長
社会・援護局保護課長
老健局総務課長
老健局老人保健課長
保険局総務課長
保険局医療課長

医療イノベーションサブチーム（庶務：大臣官房厚生科学課）

主 査： 技術総括審議官
副 主 査： 大臣官房審議官（医薬担当）
チームメンバー： 大臣官房厚生科学課長
医政局経済課長
医政局研究開発振興課長
健康局総務課がん対策推進室長
医薬食品局審査管理課長
保険局医療課長

年金チーム（庶務：年金局総務課）

主 査： 年金局長
副 主 査： 年金管理審議官
大臣官房審議官（年金担当）
チームメンバー： 職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課長
社会・援護局保護課長
年金局総務課長
年金局年金課長
年金局数理課長
年金局事業企画課長
年金局事業管理課長

就労促進チーム（庶務：政策統括官付労働政策担当参事官室）

主 査：政策統括官（労働担当）

副 主 査：参事官（労働政策担当参事官室長併任）

チームメンバー：労働基準局労働条件政策課長

職業安定局雇用政策課長

職業安定局派遣・有期労働対策部企画課長

職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課長

職業能力開発局能力開発課長

雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課長

参事官（社会保障担当参事官室長併任）

貧困・格差チーム（庶務：社会・援護局総務課）

主 査：社会・援護局長

副 主 査：職業安定局派遣・有期労働対策部長

チームメンバー：職業安定局総務課長

職業安定局派遣・有期労働対策部企画課長

職業安定局首席職業指導官

社会・援護局総務課長

社会・援護局保護課長

社会・援護局地域福祉課長

参事官（社会保障担当参事官室長併任）

参事官（労働政策担当参事官室長併任）

低所得者対策（自己負担等軽減）総合検討サブチーム

（庶務：政策統括官付社会保障担当参事官室）

主 査：参事官（社会保障担当参事官室長併任）

副 主 査：社会・援護局保護課長

チームメンバー：社会・援護局保護課課長補佐

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室長

老健局介護保険計画課課長補佐

保険局保険課課長補佐

保険局国民健康保険課課長補佐

保険局高齢者医療課課長補佐

政策企画官（社会保障担当参事官室併任）

政策統括官付社会保障担当参事官室情報基盤連携推進室長

政策統括官付社会保障担当参事官室室長補佐

子ども・子育て支援チーム

「少子化対策統括本部」（参考 1）において検討を行う。

番号チーム

「社会保障・税に関わる番号制度に関する省内検討チーム」（参考 2）において検討を行う。

少子化対策統括本部設置要綱

平成 22 年 7 月 30 日

大臣伺い定め

1 目的

少子化は我が国の直面する最大の課題であることを踏まえ、次の(1)及び(2)を推進するため、厚生労働省内に「少子化対策統括本部」(以下「本部」という。)を設置する。

- (1) 社会保障関連施策・労働関連施策を総動員し、厚生労働行政における少子化対策を一元的かつ制度横断的に検討・推進すること
- (2) 厚生労働行政のあらゆる施策を少子化対策の推進という観点から捉え直して展開すること

2 本部の構成

- (1) 省内に、厚生労働大臣が指名する厚生労働大臣政務官を長とする本部を設置する。
- (2) 本部に本部長代理及び副本部長を置く。
- (3) 本部長代理は、厚生労働事務次官及び厚生労働審議官とし、副本部長は、雇用均等・児童家庭局長とする。
- (4) 本部に本部員を置き、本部員は別紙 1 に掲げる職にある者とする。ただし、本部長が必要があると認めるときは、本部員を追加することができる。

3 本部の運営

- (1) 本部長は、上記 1 (1) の目的のため、コア会議を開催する。
- (2) コア会議のメンバーは、本部長、本部長代理、副本部長及び政策統括官(社会保障担当)とする。
- (3) 本部長は、上記 1 (2) の目的のため、拡大会議を開催する。
- (4) 拡大会議のメンバーは、コア会議のメンバーに加え、全本部員とする。
- (5) 本部長は、必要に応じ、コア会議及び拡大会議にその構成員以外の者の参加を求めることができる。

4 事務局

- (1) 本部に事務局を置く。
- (2) 事務局に事務局長、事務局長代理、検討チーム及び少子化対策推進室を置く。
- (3) 事務局長は政策統括官（社会保障担当）とし、事務局長代理は大臣官房審議官（少子化対策担当）とする。
- (4) 検討チームの構成員は、本部長が指名した者とする。
- (5) 少子化対策推進室は、本部長直属とし、特に上記 1 (1) の検討を行う。
- (6) 少子化対策推進室の構成員は、本部長が指名した者とする。
- (7) 事務局の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省大臣官房総務課において処理する。

5 附則

この要綱は、平成 22 年 7 月 30 日から施行する。

別紙

大臣官房長

総括審議官

職業安定局長

保険局長

年金管理審議官

政策統括官（社会保障担当）

政策統括官（労働担当）

社会保障・税に関わる番号制度に関する省内検討チーム

- 主 査： 参事官（社会保障担当参事官室長併任）
- 副 主 査： 政策統括官付社会保障担当参事官室情報基盤連携推進室長
- チームメンバー： 大臣官房統計情報部企画課情報企画室長
大臣官房統計情報部企画課情報化推進官
医政局政策医療課課長補佐
健康局総務課課長補佐
医薬食品局医薬品副作用被害対策室室長補佐
労働基準局労働保険徴収課課長補佐
職業安定局雇用保険課課長補佐
職業能力開発局能力開発課課長補佐
雇用均等・児童家庭局総務課課長補佐
社会・援護局保護課課長補佐
社会・援護局援護企画課課長補佐
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課課長補佐
老健局介護保険計画課課長補佐
保険局総務課課長補佐
年金局年金課課長補佐
年金局事業企画課課長補佐
政策企画官（社会保障担当参事官室併任）
政策統括官付労働政策担当参事官室室長補佐